



平成 30 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 井阪 隆一
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 伊藤 順朗
(TEL. 03-6238-3000)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社の株式会社そごう・西武は、全日本空輸株式会社様において使用される制服の受注に関する独占禁止法違反の疑いについての調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会から株式会社そごう・西武に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

当社及び株式会社そごう・西武は、法令遵守に努めてきたにもかかわらず、このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫びいたします。

記

1. 排除措置命令の概要

株式会社そごう・西武は、全日本空輸株式会社様において使用される制服受注に関して、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認する等内容をとする取締役会決議を行うこと、かかる措置を全日本空輸株式会社様等に通知し、株式会社そごう・西武従業員に対して周知徹底すること等の措置を採ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- (1) 納付すべき課徴金の額 1,034 万円
(2) 納付期限 平成 31 年 2 月 13 日

3. 再発防止に関して

株式会社そごう・西武はコンプライアンス意識と独占禁止法に対する理解度向上を促進するため、全従業員を対象とする「独占禁止法遵守の行動基準」を継続的に周知徹底することや独占禁止法に係るモニタリングの実施等の再発防止策を実施してまいりました。

今後はこの排除措置命令を受け、改めて当社グループにおきましても、独占禁止法を始めとする法令遵守に関する社内研修やモニタリング体制の一層の強化・充実を進め、コンプライアンス経営を徹底してまいります。

4. 業績への影響

本件による当社連結業績への影響は軽微です。

以 上